

令和 7 年度 施政方針

はじめに

令和 7 年八重瀬町議会 3 月定例会の開会にあたり、令和 7 年度当初予算をはじめとする各議案のご審議に先立ち、町政運営にあたって所信を申し述べ、議員各位ならびに町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年度も諸々厳しい状況の中での財政運営になりますが、各施策において積極的かつ効果的に進めることで町の将来像である「大地の活力と うまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

予算編成

令和 7 年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計予算は、総額 180 億円、対前年度比 1.4%の減となっております。

歳入予算では、「住民税 定額減税」終了の影響により、町税が約 3 億 3 千 7 百万円増の 30 億 5 千 3 百万円を見込んでおります。しかしながら、歳出の財源不足を補うため、財政調整基金をはじめとする各基金から総額 13 億 9 千 4 百万円を取り崩す状況となっております。

歳出面での主な事業といたしましては、「生涯学習・文化振興拠点施設整備事業」、与那原町との「広域学校給食センター整備」、旧具志頭小学校体育館の「屋内運動場へのリニューアル事業」、「しらかわこども園の移転」、「白川小学校教室増築」など、限られた財源のなか、八重瀬町がより一層、「住み良いまち」になっていくよう、予算配分いたしました。

本年度の重点施策

令和7年度の重点施策は次のとおりであります。

1. 誰もが健やかに暮らすまち

町民の健康づくりにつきましては、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、令和4年度末より国の施策にて、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業がスタートし、妊娠期から出産・子育て期において、必要な時期に必要な支援が受けられるよう伴走型相談支援を実施しておりましたが、令和7年度より制度化され、妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付金事業に引き継がれます。引き続き妊産婦への経済的支援と相談支援を実施してまいります。また、産後ケア事業や産前産後サポート事業等の充実を図り、妊産婦期における支援体制の構築に努めると共に、乳幼児健診及び離乳食教室等の親子教室の充実を図ってまいります。

これまで子育て世代包括支援センターとして相談支援を行っていましたが、令和7年度より、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する保健相談業務と児童福祉における相談業務を一体的に行うこととなり、全ての子育て世代に対し、妊娠期から切れ目なく対応できるよう体制を整備してまいります。

予防接種事業につきましては、接種率の向上を図り、町民の感染予防及び重症化予防に努めてまいります。令和7年度より、高齢者インフルエンザワクチン接種や新型コロナワクチン接種等に加え、带状疱疹ワクチン接種も定期予防接種に追加されます。町民のみなさまが速やかに接種できるよう取り組んでまいります。

健康増進につきましては、健康に関する情報を発信し、健診に対する意識を高め、若い世代の健診受診者数の向上に努めてまいります。

また、運動教室や栄養相談を充実し、健康増進を図ってまいります。

壮年期の心疾患や脳卒中等の発症予防のため、高血圧や糖尿病の改善を重点目標として、保健指導を強化し、医療費の適正化と早世の減少に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成 30 年度から県が保険者として国保運営に参画し、財政運営の責任主体となっていることから、県と連携を図りながら安定的な運営に取り組んでまいります。

国保の財政状況につきましては、令和 5 年度の決算においては、一般会計から約 2 億 3 千 6 百万円の赤字補填により黒字決算となっておりますが、国保財政は依然として厳しく、令和 6 年度も赤字解消を図るため一般会計から約 4 千 7 百万円の繰入を予定しております。

国保財政の赤字は町全体の財政にも大きな影響を及ぼすことから、安定した財政運営が求められており、引き続き医療費の適正化及び収納率の向上等に努め、安定した国保財政運営を目指してまいります。

高齢者医療につきましては、今後、更に高齢化が進展していくことから、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を引き続き実施し、健診・医療・介護保険等の状況を確認しながら、健康の保持・増進、重症化予防に努め、医療費の適正化及び健康寿命の延伸につながるよう努めてまいります。

福祉施策につきましては、令和 5 年度に策定した「第 3 次八重瀬町地域福祉（活動）統合計画」を柱とし、地域共生社会の実現に向け継続的な取り組みを推進してまいります。

地域福祉の推進は、町地域福祉（活動）統合計画の基本理念である「地域住民を主体として、結の心で支えあうふれあいまちづくり」に基づき、制度や分野の枠組みにとらわれない地域生活課題に取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」、「元気」、「安心」に満ちた町づくりを目的に「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の周知に努め、町民・地域・行政がそれぞれの役割を担

い、一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

障害者福祉の推進につきましては、障がい者(児)への障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業を充実させ、地域生活を支える各種事業を展開してまいります。また、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、障がい者と共に暮らし、支えあう町づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、急速に進展する超高齢社会に対応すべく、要支援や要介護状態に陥らないよう介護予防事業等の充実強化を継続し展開してまいります。また、介護サービスだけでは解決できない社会的支援を必要とする際の相談・支援拠点である地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護、認知症施策を実施し、高齢者の生活支援に継続して努めてまいります。

また、近年相次ぐ災害への対応として既存の災害時避難行動要支援者台帳の整備と支援プラン策定に引き続き取り組んでまいります。

2. 営みを支えるまち

本町の基幹作物であるさとうきび及び県の拠点産地に認定されているピーマン、さやいんげん、オクラ、小ぎく、マンゴー、かんしょの6品目を中心とした産地の育成を推進し、農業所得の向上に努めてまいります。

特に、「ぐしちゃんピーマン」につきましては、令和6年1月に沖縄県で2例目となる地理的表示(GI)保護制度に基づく産品登録がなされ、地域ブランドとして定着し、生産量も増大しており、ピーマン選果場の機能強化事業を実施しております。引き続きブランド野菜としての確立に向けて生産振興を図ってまいります。

担い手の育成につきましては、令和6年度に策定した地域計画に基づき経営体育成支援事業や新規畑人支援事業等を活用し、担い手の育成や農地の集約に取り組んでまいります。

また、八重瀬町種苗センターとも連携し、農業者研修及び農業用機械の

貸出等により、新規就農者の育成及び支援を行ってまいります。

畜産業の振興につきましては、優良繁殖雌牛自家保留補助や改良支援補助による優良種畜の導入により優良母牛の改良増殖を促進し、生産性の向上と経営の安定化を図ってまいります。

水産業の振興につきましては、後継者不足による漁家の減少が大きな課題となっていることから、水産業振興の重要な機関である漁業協同組合と連携を図りながら「浜の活力再生プラン」の策定及び実現に向けて支援してまいります。

また、水産業奨励補助金を活用し、各種漁業機器の購入補助や表層浮漁礁の整備補助を行い、漁業者の経営安定化及び安全操業や新規漁業従事者確保に向けて支援してまいります。

地産地消の推進につきましては、本町の魅力ある農水産物及びそれらを使用した加工品等の販売促進と認知度向上を図ることを目的に地産地消フェア事業を実施してまいります。

緑化の推進につきましては、八重瀬町種苗センターや各種団体と連携し、町内緑化及び緑化意識の向上を図ってまいります。また、「共に育てる郷土の緑」を大会テーマとして、第 75 回沖縄県植樹祭を西部プラザ公園内で開催致します。

農業委員会においては、農業委員、農地利用最適化推進員、及び農地中間管理機構と連携し、地域計画等による次世代の担い手へ農地の集積と集約を行うことにより、耕作放棄地や遊休農地の解消及び農地の流動化を図ってまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、継続事業として、農業基盤整備促進事業「宜次地区の畑かん施設改修工事」、ため池等整備事業「友寄・宜次地区の法面崩壊防止対策工事」、農業水路等長寿命化・防災減災事業「具志頭地区の排水路改修工事」を取り組んでまいります。

また、地域の意向等を改めて確認しながら、農業農村整備事業の新規採択に向け取り組んでまいります。多面的機能支払交付金事業は、引き続き地域の維持管理活動を支援してまいります。

観光振興につきましては、第2次八重瀬町観光振興基本計画の基本理念「地域が輝く持続可能な観光づくりへ」を目指して、町観光物産協会を中心に、ガイドの会などの関係団体と協働し「南の駅やえせ」、「ヌヌマチガマ」、「ぷらっとやえせ」等の観光関連の利用者増を図り、地域経済に貢献できるよう、観光事業の産業化を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、八重瀬町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づき設置した「八重瀬町中小企業・小規模企業振興推進協議会」において、商工会及び事業者等関係機関と連携を図りながら、町内中小企業・小規模企業の振興に資する施策を推進してまいります。

3. 豊かな学びのあるまち

子ども・子育て支援の推進につきましては、第3期「八重瀬町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）に基づき、子育て支援のニーズに応え、安心して子供を産み育てていける子育て支援の充実を図ってまいります。

待機児童解消につきましては、待機児童数の状況を踏まえ受け皿の確保に努めてまいります。さらに、保育士の確保につきましても関連事業の活用に加え、本町独自の「就職奨励金」の給付を継続し、保育士の確保に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、申込児童数の増加に伴い待機児童数が増えている現状から児童クラブの増設及び「放課後居場所緊急対策事業」を実施するなど、待機児童の解消を図ってまいります。

こども家庭支援につきましては、「こども家庭センター」を設置し、地域住民や子どもに関わる関係機関と連携を図りながら、児童虐待やDVなどの問題に対し未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

子どもの貧困対策につきましては、経済的負担の軽減や、困難を抱える子どもたちの居場所づくりに引き続き取り組んでまいります。

障がい児支援等につきましては、安心して過ごせる環境の実現と、関係機関、保護者との密なコミュニケーションを図りながら引き続き取り組ん

でまいります。

児童生徒の学力向上に関する取り組みにつきましては、令和 6 年度で「沖縄県学力向上推進 5 か年プラン・プロジェクトⅡ」を終え、新たな『沖縄県学力向上推進施策「自立した学習者」育成プロジェクト(令和 7～9 年度)』がスタートします。今日的な課題に対応していくため「授業改善」を行い「個別最適な学び」と「協同的な学び」を実践し、「自立した学習者」を育成します。取り組みとして、引き続き学習支援員や外国語指導助手の配置を行ってまいります。不登校や登校しぶり等のケアにつきましては、教育相談支援コーディネーターや教育相談員による支援を図り、学びの連続性を重視した「八重瀬町保こ小連携」を推進してまいります。また、ファーストブックをスタートし、未就学児から親子で絵本に親しむ環境を整えます。医療的ケアが必要な児童生徒については、「医療的ケア看護職員」の配置を引き続き行います。

教育環境の整備につきましては、白川小学校の教室の増築工事を実施してまいります。令和 7 年度から第 2 期の GIGA スクールがスタートします。

「学習基盤としての ICT」の活用として GIGA スクール構想の「1 人 1 台端末」を学習に欠かせないもの(学習基盤)と捉え、様々な教育活動において、端末の日常的・効果的な活用をさらに推進してまいります。

教職員の働き方改革につきましては、「教職員業務改善推進スタンダード(島尻教育事務所)」に基づき、教職員一人一人が、充実した教職生活をおくるために働きやすい勤務環境を整えてまいります。また、部活動の地域展開に向けては、令和 6 年度に立ち上げた「八重瀬町中学校部活動地域移行協議会」を中心に現状と課題を整理し、両中学校において実証事業を導入し、本町に適した地域展開を進めてまいります。

児童生徒が安心して学習活動が行えるように就学援助費を支給し、学ぶ機会の円滑な実施を図ってまいります。令和 7 年度より中学校の給食費 2 分の 1 相当を県の補助により実施することに伴い、小学校においても給食費 2 分の 1 相当を国の「重点支援交付金」を活用し補助いたします。

令和 7 年度は、謝花昇生誕 160 周年の節目にあたり、有能な人材を育成

することを目的とし、高校生や高等専門学校生を対象とした給付型奨学金、「謝花昇奨学金」（仮称）を創設致します。

新学校給食センター整備につきましては、令和6年10月1日に「八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会」が設置され、広域連携学校給食センターの整備に向け、令和6年度に「民間事業募集・選定アドバイザー業務委託」及び「用地買収マネジメント業務委託」を発注し、令和10年9月供用開始に向けて協議会を中心に事業を進めております。今後、用地買収、事業者選定に向けて取り組んでまいります。

生涯学習の推進につきましては、教育基本法第3条で示す生涯学習の理念「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」を目標に、生涯に渡って学び続けることの有用性について周知を図りながら取り組んでまいります。

公民館事業においては、町民の自主的な学習活動を支援するため、幅広い世代の意見やニーズに対応した講座・教室等の開設を図り社会的な必要性なども検討しながら、事業運営に努めてまいります。また、公民館サークル活動についても引き続きの支援に努めてまいります。

八重瀬町図書館・こども学習センター及び具志頭歴史民俗資料館図書室の機能強化や利用促進に努めるとともに、学校などと連携を図りながら学習施設としての活用を推進してまいります。

また、地域の多様な人材や企業の皆様などの協力を得ながら、地域全体で子供の学びや成長を支える取り組みとして、地域学校協働活動推進事業を引き続き実施してまいります。合わせて、地域と学校が連携しながら学校を核とした地域づくりの展開を目指して学校運営協議会（コミュニティスクール）の導入を促進してまいります。

人材育成面においては、国際交流人材育成事業（ハワイ）と少年少女人材育成交流事業（山形県及び高知県）を引き続き実施してまいります。

文化事業の推進につきましては、国民的財産である文化財の保護、保存、

継承に努めることはもとより観光や学習面での利活用も視野に入れながら取り組んでまいります。また、沖縄の文化芸術や民俗芸能の基層になっている「しまくとうば」の普及、継承に努めてまいります。町史においては、引き続き移民・出稼ぎ編の編纂作業を進めてまいります。

現在、設置に向けて作業を進めている生涯学習・文化振興拠点施設（仮称）の整備に当たっては、広く町民の意見を聴取しながら実施設計作業を進めてまいります。合わせて近代資料展示施設の準備作業として、展示施設に関する「近代史資料館検討委員会」を設置し検討を進めるとともに謝花昇関連資料などの収集、整理作業に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、平成 28 年度に策定しました「八重瀬町スポーツマネジメント計画」に基づき、体力や年齢、能力、興味、目的などに応じて、いつでも、どこでも、だれもがスポーツに親しめるよう、施設の充実や各種スポーツ大会、教室等を開催し、健康増進や生涯スポーツ社会の実現を図ってまいります。また、児童生徒の県外スポーツ大会へ参加する際に必要な派遣費を継続して助成するとともに、プロスポーツチームのキャンプ誘致とあわせてトップアスリートによるスポーツ教室を開催するなど、児童生徒の健全育成、競技力向上を図ってまいります。

スポーツ施設につきましては、旧具志頭小学校体育館の「屋内運動場リニューアル機能強化整備工事」を引き続き実施してまいります。

今後とも、スポーツイベントやスポーツツーリズムの振興に努めてまいります。

4. 人がつながり活かし合うまち

町政を推進するに当たっては、地方自治の本旨とされている「住民自治」、「団体自治」の観点に基づいた「町民主体の協働のまちづくり」を推進することが肝要であると考えております。特に地域コミュニティの活性化に向け自治会への公民館整備や備品の購入などの助成を行い、地域の自治力の強化に取り組んでまいります。また、令和 5 年度から実施しております「町民提案型まちづくり事業」を引き続き行い、町政への参画のみならず

地域活動などを含めた、まちづくり全般への町民参画の機会を多岐にわたって創出できるよう取り組んでまいります。

地域活動の主要な母体となっている子ども会、青年会、女性会、老人会や民俗芸能保存団体等においては、都市化や新型コロナ等の影響などから会員数の減少や活動が低迷状況にある現状を踏まえ、課題等を整理しながら支援に努めてまいります。また、青少年を取り巻く環境は重要な課題となっております。SNS がもたらす影響にはポジティブな側面とネガティブな側面があり、それらを適切に管理することが必要であり、これまで以上に地域や関係団体と連携を図りながら青少年の健全育成活動を推進してまいります。

多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて、性別や年齢、国籍等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、共に活かし合いながら活躍できる地域づくりを推進してまいります。中でも女性の社会進出を促しながら男女共同参画社会の形成に努めてまいります。

まちづくり・地域づくりにおいては、地域の魅力を最大限に発揮することが重要です。町と住民が協力し合い、持続可能なまちづくりを目指すとともに、地域に適したゆるやかなつながりや多様な交流を大切にします。また、「広報やえせ」や町公式 LINE、Instagram、Facebook などのソーシャルメディアを活用し、広く周知することにより、町民に親しみやすい町政づくりに繋げてまいります。

5. 発展の基盤を備えたまち

本町においては、地球温暖化対策として、これまで公用車に電気自動車の導入、本庁舎への太陽光パネルの設置、公共施設、地域防犯灯の LED 化など継続的にクリーンエネルギー化を図る対策を行ってまいりました。さらに令和 7 年度には、東風平体育館北側駐車場に太陽光パネルを設置する「町体育施設再エネ設備等導入事業」を行い、引き続き 2050 年度二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて取り組んでまいります。

ごみ対策につきましては、町公式 LINE「美ら街アプリ」によるごみの分

別や出し方等について住民の皆様に適切な処分方法の周知を図るとともに、生ゴミ処理奨励補助金（生ゴミ処理容器等）による生ゴミ等の堆肥化を促進し、ゴミ減量化・再資源化に取り組んでまいります。

後を絶たない不法投棄防止の対策として、未然防止事業を活用した町内パトロール及び注意喚起の看板設置を継続して実施してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、構成市町村理事協議会において候補地が決定したことから、基本合意書締結に向け南部広域行政組合・本町・対象自治会でもって協議を進めてまいります。

汚水処理につきましては、近年の人口増加や大型商業施設の立地に伴い処理量の増加への対応が課題となっておりますが、町内のみならず近隣市とも連携し、汚水処理の「広域化・共同化」に取り組み、将来の汚水処理の課題解決に取り組んでまいります。

騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の公害問題につきましては、関係機関と連携し、更なる生活環境の保全に努めてまいります。

動物保護に対する取り組みにつきましては、「八重瀬町動物保護団体活動支援事業補助金」を活用し動物愛護団体等へ助成を行い、動物の救護・保護・啓蒙等の活動に対しまして継続して支援を行ってまいります。

土地利用につきましては、具志頭地域における土地利用の在り方に関する今後の方針として、令和５年度から令和６年度にかけて実施した各字勉強会及び地域勉強会並びにアンケート調査の結果等を踏まえ、「具志頭地域については、現在一定の開発動向がみられ、今後も見込まれる一部の地域において準都市計画区域の指定を検討する。」ことを八重瀬町国土利用計画で示してまいります。

なお、新たな土地利用制度を導入するにあたっては、地域の総意を得ることが肝要であることから、準都市計画区域及び特定用途制限地域制度について検討して行きたい旨の意向のある３字（字後原、字新城、字具志頭）において、引き続き勉強会を開催してまいります。

また、土地利用に関する新たな対策として、八重瀬町都市計画マスタープランを踏まえ、令和６年度に策定した「市街化調整区域における地区計

画提案・申出マニュアル」の周知を図り、住民主体の地区計画による土地利用の実現に向け、取り組んでまいります。

人口の増加に比例して開発行為も増加しており、町の発展と合わせて良好な景観を失っている面もあることから、引き続き八重瀬町景観計画の周知を図りながら、町民が誇りとする景観や愛着のある景観を守り育て、次世代の子や孫の世代へ引き継いでいくため、景観形成の実現に向け取り組んでまいります。

都市公園事業につきましては、引き続き各公園の施設整備を進めると同時に用地購入も取り組んでまいります。また、都市公園の長寿命化計画に基づき、供用している公園施設の計画的な改修や更新も取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、屋宜原土地区画整理事業の換地処分が2月に公告され、土地の地番が新しくなりましたので、地域住民及び関係者の皆様に対しは、住所変更に伴い各種手続きが必要となることについて、引き続き周知を図ってまいります。伊覇地区においては、令和8年度の換地処分に向けて作業を進めてまいります。屋宜原地区においては、清算業務を進めながら、両地区とも早期の完了を目指して取り組んでまいります。また、富盛組合施行の田園土地区画整理事業においては、清算業務を推進し、組合解散に向けて引き続き技術援助を行ってまいります。

道路事業につきましては、継続事業として町道伊保田2号線、他5路線の整備を行い、道路メンテナンス事業として仲座11号線、仲座ギーザ線、与座東線1号の函渠の修繕工事による長寿命化を行ってまいります。

近年、異常気象による集中豪雨が多発している状況において、河川や排水路の氾濫が課題となっており、堆積した土砂の撤去も有効な対策の一つであることから、引き続き「緊急浚渫推進事業」の実施について検討してまいります。

公営住宅事業につきましては、令和6年度で解体工事を終えた東風平団地の建て替えに向けて作業を進めてまいります。

なお、作業を進める上においては検討委員会を設置し、高齢者・障がい

者向けバリアフリー居室の配置等について検討を図りながら取り組んでまいります。

公共交通の対策につきましては、交通弱者と言われる高齢者や障がい者等が買い物や公共機関などの用事で外出ができるよう、地域の方々が助け合う「お出かけサポート事業」や、官民連携による南部徳洲会病院の「送迎バス活用事業」を継続し、本町に適した地域公共交通の在り方を模索してまいります。

また、路線バスにつきましては、引き続き赤字路線を支援し、公共交通の利便性の確保に努めてまいります。

防災対策につきましては、大規模災害時において重要とされる「自助・共助・公助」の取り組みを推進するため、引き続き防災行政無線を活用した地震・津波避難訓練の実施及び防災・減災情報の発信による防災意識の向上や啓発に努めてまいります。また、自主防災組織の必要性についての啓発を図り、結成並びに育成への支援、地域防災リーダーを育成する取り組みとして「防災士資格取得」にかかる補助金の支援を行い、地域防災力の強化を図ってまいります。

交通安全対策や防犯対策につきましては、引き続きカーブミラーの設置、防犯灯の設置及び既存防犯灯の LED 化への支援を行うとともに、交通モラルの向上活動等の実施・啓発及び防犯意識の啓発向上に努めてまいります。

6. 行財政の取り組み

行政組織につきましては、職員一人一人が安心して働くことができる職場環境の実現に向け、各種ハラスメントの防止に取り組むとともに、多様化する町民ニーズや事務事業等に対応して行くため、ICT や各種研修制度等を有効的に活用し、適正かつスピーディーな町民サービスを実行できるよう引き続き業務の高度化及び職員の資質向上に努めてまいります。

また、自治体 DX の推進では行政事務の業務改善・効率化や住民行政手続きの利便性向上を図る住民サービスのデジタル化・オンライン化を進め、

マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化の拡充を図ってまいります。

「自治体情報システムの標準化・共通化」業務では住民基本台帳関連業務、税関連業務といった基幹系業務システムの標準化・共通化について令和 7 年度までの移行に向けてシステムの構築を進めてまいります。

町公式 LINE では迅速な情報発信を行うとともに各種行政手続きや子育て支援、乳幼児健診の受付、住民票・所得証明書の交付申請、キャッシュレス決済による手数料納付をスタートさせており、順次申請の種類を増やし行政サービスの向上を図ってまいります。

さらに、町税や使用料等の各種納付をキャッシュレス決済に移行させることで、町民の皆様の利便が増すとともに、職員の事務負担軽減や収納経費の削減にもつながることから、口座振替をはじめとするバーコード決済、電子マネー決済等のキャッシュレス決済化を強力に推進してまいります。

財政面につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費、子育てに関する費用や障害者福祉に関する費用など、義務的経費が増大しているなか、物価高騰による工事費や委託費、電気代などの物件費の増加に加え、施設の更新、維持修繕なども増加してきております。歳入面では人口増加による町税、地方交付税の増加はあるものの、それらを上回る歳出の増となっているため、財政構造の硬直化が進んでおります。引き続き、企業誘致やふるさと納税を強化し、自主財源の確保に努めてまいります。

令和 7 年度も財政面において大変厳しい状況の中ではありますが、持続可能な財政運営を念頭に置きつつ、必要な施策は着実に推進してまいります。

町民の皆様をはじめ議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和 7 年度に向けての施政方針といたします。

令和 7 年 3 月 3 日

八重瀬町長 新垣 安弘